

令和6年度ふじのくに関係人口創出・拡大事業 かかわりラボ静岡運営業務委託  
企画提案募集要項

## 1 業務内容等

### (1) 業務目的

静岡県（以下「県」という）は、「関係人口」の拡大に向けて、令和3年度から令和5年度にかけて、宿泊施設利用者が継続的に地域を訪れる関係を構築する宿泊施設活用型の取組や、県外大学生が地域との持続的な関係を構築する学生ターゲット型の取組など、15件の多様な取組を実施した。

今後も、「関係人口」の更なる創出・拡大に向けて、これらの取組事例のポイントを整理したモデル（以下「創出モデル」という）を、県内を中心としたNPO・企業などの関係人口獲得の担い手となる地域づくり団体や中間支援組織、及び市町（以下「地域づくり団体等」という）に展開することで、地域づくり団体等における、戦略的な関係人口獲得の仕組みづくりの構築につなげていく必要がある。

このため、本事業では、創出モデルの普及・啓発を図ることで、新たな地域づくり活動の取組実施への発展につながる企画を実施する。

また、地域づくり団体等からなるコミュニティ（かかわりラボ静岡）を形成し、団体間の交流促進を通じて団体の育成を図る仕組みづくりを目的とした企画を実施する。

### (2) 業務名

令和6年度ふじのくに関係人口創出・拡大事業 かかわりラボ静岡運営業務委託

### (3) 業務内容

別添「企画提案説明書」のとおりとするが、提案を選定した後、県と契約予定者の間で協議し、業務仕様書を決定するものとする。

### (4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月24日(月)まで

### (5) 契約限度額

6,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

### (6) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先及び質疑先等は次のとおりとする。

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館4階

静岡県政策推進局総合政策課 総合政策班

(電話番号) 054-221-3201

(電子メール) e-kankei@pref.shizuoka.lg.jp

## 2 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 下記に該当する者でないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 企画提案の手続

#### (1) スケジュール

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ア 企画提案説明書等の公表       | 令和6年4月25日(木)       |
| イ 実施内容等に関する質問書の提出期限 | 令和6年5月17日(金)午後5時まで |
| ウ 質問に対する回答          | 令和6年5月20日(月)       |
| エ 企画提案書等の提出期限       | 令和6年5月27日(月)午後5時まで |
| オ 審査結果の通知           | 令和6年6月4日(火)        |

#### (2) 企画提案説明書等の配布

配布場所は下記の静岡県総合政策課ホームページとする。

(URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040979/1011488.html>)

#### (3) 実施内容等に関する質問及び回答

- ア 本募集要項等に関して質問がある場合は、電子メールにより上記1(6)へ令和6年5月17日(金)午後5時までに提出すること。あわせて、電話でメールの着信を確認すること。
- イ 上記アの書面には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メール等を併記すること。
- ウ 質問に対する回答は、原則として質問書を受理した日から5日以内（土曜・日曜・祝日は含まない。）に質問者に対して電子メールにより行うほか、静岡県総合政策課ホームページ（URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040979/1011488.html>）に掲載する。

#### (4) 企画提案書等の提出

- ア 別表1の提出資料を電子メールにより上記1(6)へ令和6年5月27日(月)午後5時までに提出すること。
- イ 本募集要項において記載された事項以外の内容を含む企画提案書等については、その部分を無効とする。
- ウ 書類の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則11ポイント以上とする。

エ 提出書類について、本募集要項及び別添の様式3に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

(5) 企画提案書のヒアリング

審査対象者に選定された者に対しては、契約予定者が特定されるまでの期間に、企画提案書の内容等について、電話やメール等で問合せをする場合がある。

#### 4 契約予定者の特定

(1) 契約予定者の特定

企画提案書等の内容を別表2の審査項目により評価し、最も評価点が高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価点が満点の60%程度未満の場合を除く。また、評価点が最も高い者が複数存在した場合は、以下の優先順位により契約予定者を特定する。

優先順位1：別表2の「2 企画提案内容」に係る評価点の合計が最も高い者

優先順位2：参考見積価格の最も低い者

優先順位3：該当者によるくじ引き

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和6年6月4日(火)までに電子メールにて通知する。また、次点の提案者についても、令和6年6月4日(火)までに電子メールにて通知する。

(3) 契約に係る協議

県は契約予定者と業務履行に必要な協議を令和6年6月14日(金)までに行い、協議が整った場合は当該候補者から見積書を徴収し内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約に当たっては、企画提案内容(参考見積書を含む)をもって契約するとは限らない。また、契約予定者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は上記「2 応募資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の提案者と協議を行う。

#### 5 非特定に関する事項

(1) 審査対象者に選定された者のうち、契約予定者又は次点の提案者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を、電子メールにより、令和6年6月4日(火)までに通知する。

(2) 非特定通知書を受けた者は、特定されなかった理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の説明を求める場合は、令和6年6月10日(月)までに書面(様式自由)を上記1(6)へ電子メールにより送付すること。

(4) 上記(3)で説明を求めた者に対しては、電子メールにより、令和6年6月17日(月)までに回答する。

#### 6 契約条件

(1) 契約書の作成 契約書を作成する。

(2) 契約保証金 免除する。

(3) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年静岡県条例第25号）に基づき、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

- ① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書
- ② 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書の写し

## 7 その他

- (1) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (2) 企画提案書等の作成、提出及びヒアリング等に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は、契約予定者の特定以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書等を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (5) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの、発注者の了解を得なければならない。

別表1 企画提案書等の提出資料

提出資料	内容に関する留意事項
企画提案申込書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者名を記名し提出すること。(押印不要)</li> </ul>
会社概要書 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。</li> </ul>
企画提案書 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案書には、業務目的を理解した上で、本業務を実施するための実施体制や各提案の具体の手法等を記載すること。</li> <li>様式は原則としてA4版横、上とじ、文書は横書きとする。カラー・白黒印刷は問わない。</li> <li>企画提案書は20ページ以内とし、表紙や裏表紙、目次を付け、表紙や裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。</li> <li>企画提案書は次の構成に基づく章立てとすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>実施体制等 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制</li> <li>実施スケジュール</li> </ul> </li> <li>企画提案内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>関係人口創出・拡大に向けた創出モデルの展開に係る提案・実施</li> <li>関係人口創出・拡大に向けた地域づくり団体等の交流促進を通じた団体の育成を図る仕組みづくりに係る提案・実施</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>
業務の実施体制 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を実施する者すべてについて、各者の関連業務実績と担当する役割分担を記載すること。</li> <li>本業務の一部を再委託する予定がある場合は、再委託範囲と再委託業者を記載すること。</li> </ul>
類似業務の実績 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を実施する技術及び体制を有し、過去に「イベント企画・運営」等の類似業務は、令和2年4月1日から参加表明書提出日までに完了している主な業務を記載し、3件を上限とする。</li> <li>類似業務を確認できる根拠資料として、別途、「契約書の写し」及び「イベント実施概要」や「イベント実施報告書」等のデータを提出すること。</li> </ul>
参考見積書 (様式自由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書は、業務内容及び企画提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を記載すること。</li> <li>企画提案内容に、次年度以降に保守・管理費用が必要な内容が含まれる場合は、その費用(年間〇〇〇〇円、月額〇〇〇円など)を別途記載すること。</li> </ul>

別表2 (審査項目・基準)

審査項目	審査基準	配点
1 実施体制等		
実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を遂行するための十分な体制や人員、能力が確保されているか。</li> <li>・業務実施手順及び業務工程表の妥当性が高く、その内容が優れているか。</li> </ul>	10
2 企画提案内容		
(1)関係人口創出・拡大に向けた創出モデルの展開に係る提案・実施		
①創出モデルの普及・啓発等を目的としたイベントの企画実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの開催方法が、想定するターゲットの特性を理解した上で、参加への動機付けや、参加までの具体的な動線に配慮した、戦略的な方法となっているか。</li> <li>・イベントの内容が、取組事例の周知・啓発のみならず、イベントを契機とした新たな地域づくり活動の取組実施への発展につながる施策となっているか。</li> </ul>	15
②広報及び参加者募集・受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者への広報及び募集方法が、想定する参加対象者への効果的な訴求方法であり、参加促進が期待できるか。</li> </ul>	15
(2)関係人口創出・拡大に向けた、地域づくり団体等の交流促進を通じた団体の育成を図る仕組みづくりに係る提案・実施		
①地域づくり団体等の交流促進を通じた団体の育成を図る仕組みづくり、及び地域づくり団体と中間支援組織が協働して実施する新たな事業の創出を目的としたイベント等の企画実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの開催方法が、想定するターゲットの特性を理解した上で、参加への動機付けや、参加までの具体的な動線に配慮した、戦略的な方法となっているか。</li> <li>・イベントの内容が、本県における地域づくり団体及び地域づくり団体等の交流促進を通じた団体の育成を図る仕組みづくりについて、効果的な内容となっているか。</li> <li>・相談窓口の設置方法が、相談しやすいように工夫したものとなっているか。</li> <li>・本企画の実施を通じて創出する、地域づくり団体と中間支援組織が協働して取り組む関係人口創出・拡大事業の実施計画の件数目標が、相対的に高い水準であり、かつ、達成可能な目標として設定されているか。</li> </ul>	25
②広報及び参加者募集・受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者への広報及び募集方法が、想定する参加対象者への効果的な訴求方法であり、参加促進が期待できるか。</li> </ul>	15
3 必要経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考見積書の積算は提案内容に見合った経費かつ、効果的・効率的な費用配分となっているか。</li> </ul>	5
4 全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の趣旨、目的の理解度が高く、静岡県の現状や地域特性を十分に把握しているか。</li> </ul>	15
	合計	100